

## 別表

## 審査項目及び審査基準

## 【企画提案書作成上の注意】

- ・ A 4 の用紙を使用すること。（記載方法は自由）
- ・ 企画提案書に記載する項目は、下記【1】審査項目どおりとすること。順序も変更しないこと。
- ・ 募集公告、仕様書、下記の審査基準を踏まえた企画提案とすること。

## 【1】審査項目

審査項目	審査基準	評価及び配点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
<b>(1) 研修の内容等（60点）</b>						
①研修の取組体制・人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性のある取組体制で、事業遂行能力が十分あるか。</li> <li>・事業実施に際して、十分な人員を配置しているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
②研修日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的なスケジュールで、受講者が受講しやすい日程としているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
③研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容及び研修テキストの内容は、国のガイドラインに沿ったものになっているか。</li> <li>・テキストは、受講者が理解・習得しやすいものとなっているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
④講師選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士養成施設の教員、又は保育所・こども園等で15年以上の経験年数があり、かつ園長・副園長を務めた経験のある者など、研修内容に関する専門的な知識及び経験を有する者を選定しているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
⑤会場設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場は、研修実施に適切な広さを有する場所を設定することが計画されているか。</li> <li>・駐車場の確保、公共交通機関の利用など、受講者の利便性に配慮しているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
⑥eラーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングサイトの画面は見やすいものとなっているか。</li> <li>・eラーニングサイトの操作性はよいか。</li> <li>・機能は充実しているか。</li> <li>・不正防止に関する対応は適切か。</li> </ul>	10	8	6	4	2
<b>(2) 実施体制等（30点）</b>						
①実施体制・研修実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。</li> <li>・ヘルプデスク等があり、受講生や県からの照会に対する対応体制は整っているか。</li> <li>・eラーニングを含む研修の実績が豊富であり信頼できる業者であるか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
②修了証書の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了証書の作成や交付を適切に行うことができるか。</li> <li>・修了証記載事項の誤記載防止策を講じているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
③個人情報等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修名簿の作成や管理にあたり、個人情報の取扱いに関する配慮がなされているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2
<b>(3) 業務全体のスケジュール（10点）</b>						
全体のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールは妥当かつ現実的なものとなっているか。</li> </ul>	10	8	6	4	2

## 【2】加算項目

【1】審査項目の合計点数に、次の加算項目について加算する。

### (1) eラーニングの定員上限について

eラーニング全体の下限定員3,000名を超えて受け入れ可能な場合は、下表のとおり加算する。

定員上限	加算
3,000名～3,099名	0
3,100名～3,299名	2
3,300名～3,499名	6
3,500名以上	10

### (2) eラーニング受講開始時期について

eラーニングの受講開始時期について、下表のとおり加算する。

開始時期	加算
～9月2日	8
9月3日～9月10日	5
9月11日～9月20日	2
9月21日以降	0

### (3) 見積金額の評価について

予算額を上限として、見積金額に応じて下記のとおり加算する。

見積金額	加算
15,740,000円未満	5
15,740,000円～16,000,000円未満	4
16,000,000円～16,250,000円未満	3
16,250,000円～16,500,000円未満	2
16,500,000円～16,744,000円	1

## 【3】その他

※見積金額が見積上限額を超える者は、失格とする。

※審査項目と加算項目の合計が同点となった場合は、見積金額の低い者を選定する。